

## 鮫川村小・中学生修学旅行助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鮫川村内にある小・中学校及び鮫川村内に住所を有する児童生徒が区域外就学する小・中学校が実施する修学旅行に参加する児童生徒の保護者に対して補助金を交付することにより、その保護者の負担を軽減し、もって学校教育の振興と充実を図ることを目的とする。

### (補助金の交付を受ける者)

第2条 補助金の交付を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他機関から同種の補助金等を受給していない場合に限る。

- (1) 村内の小学校又は中学校が実施する修学旅行に参加する児童生徒の保護者。
- (2) 鮫川村内に住所を有する児童生徒が区域外就学する小・中学校が実施する修学旅行に参加する児童生徒の保護者。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、保護者が実際に負担する金額を上限とし、かつ、福島県内を目的地とする場合は5,000円、それ以外の場合は、別表に掲げる額を上限として村長が予算の範囲内で定める額とする。

### (申請等の委任)

第4条 第2条第1号による補助金の交付を受ける者は、申請、請求、受領及び精算に関する事務の全部を、その児童生徒の在籍する小・中学校長（以下「学校長」という。）に委任するものとする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（委任を受けた学校長を含み、以下「受給者」という。）は、修学旅行実施の1週間前までに鮫川村小・中学生修学旅行助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (変更等の承認申請)

第6条 受給者は、補助金の額に変更が生じ、又は事業を中止・廃止したい場合には、鮫川村小・中学生修学旅行助成事業補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

### (実績報告書)

第7条 受給者は、修学旅行が終了したときは、鮫川村小・中学生修学旅行助成事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

### (補助金の請求)

第8条 受給者は、前条に規定する実績報告書の提出と併せて、鮫川村小・中学生修学旅行助成事業補助金請求書（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 村長は、前項の請求書の提出があったときは、内容等の確認を行い、速やかに補助金を交付するものとする。

### (調査)

第10条 村長は、この補助金に関し必要と認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 鮫川村立鮫川中学校修学旅行助成事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

保護者が負担する額	補助金の額（円）
50,000 円以下	10,000
50,001 円以上	20,000